

規程NO. 9

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
職員退職手当支給規程

平成20年4月1日 制定
令和2年3月31日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会の職員の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による職員の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の支給は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に該当する職員は同法に基づく退職手当共済制度によるものとし、その額は独立行政法人福祉医療機構が支給する退職手当金の額とする。

2 前項の規程に該当しない職員で5年以上勤続し、勤務日数が月8日以上の職員に退職手当を支給するものとし、その額は20,000円とする。

(退職手当の支給制限)

第4条 退職手当は、懲戒処分により免職された者は支給しない。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月31日に改正し、令和2年4月1日から施行する。